

組合員・被扶養者資格取得の際は、  
マイナンバー（個人番号）をご記入ください

現在、医療機関等での受診の際、窓口でオンラインによる資格確認の本格稼働に向け、マイナンバー（個人番号）による加入者情報の整備が共済組合はもとより全国の医療保険者において行われています。

オンライン資格確認については、マイナンバーカードもしくは保険証（組合員証、被扶養者証）をもとに行われることとなり、医療保険者である共済組合では、組合員並びに被扶養者の資格取得の際に迅速かつ適正に対応する必要が生じます。

資格取得書類をご提出される時は、必ず12桁のマイナンバー（個人番号）をご記入ください。

ご記入いただくマイナンバー（個人番号）は、マイナンバーカードの裏面を確認するか、添付いただく住民票を個人番号省略なしで交付申請することで確認できます。